

議案第二十二号

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十五年二月二十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校施設等使用条例の一部を改正する条例

港区立学校施設等使用条例（平成二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

（使用料の還付）

第五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

付 則

1 この条例は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の港区立学校施設等使用条例第五条の規定は、施行日以後になされた利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前になされた利用の承認に係る使用料に

については、なお従前の例による。

(説明)

区立学校の施設及び設備の使用料の還付に係る規定を整備するため、本案を提出いたします。